

別表 1

(介護老人施設) 特別養護老人ホーム 長生園 《利用料》
 寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（要介護度1以上の方）が利用され、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型ユニット型 利用者:看護・介護職員 = 3:1

(令和3年4月1日改正)

(1)1日当たりの利用料金（基準単価）

(単位：円)

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要介護 1	6,520	652
要介護 2	7,200	720
要介護 3	7,930	793
要介護 4	8,620	862
要介護 5	9,290	929

(2)加算料金（1日につき）

区 分	保険金額	利用料
入院外泊加算 ※1か月に6日を限度	2,460	246
初期加算 ※入居した日から30日以内	300	30
日常生活継続支援加算Ⅱ	460	46
看護体制加算Ⅰ1	40	4
看護体制加算Ⅱ1	80	8
看取り介護加算Ⅰ1（死亡日以前31日以上45日以下）	720	72
看取り介護加算Ⅰ2（死亡日以前4日以上30日以下）	1,440	144
看取り介護加算Ⅰ3（死亡日の前日及び前々日）	6,800	680
看取り介護加算Ⅰ4（死亡日当日）	12,800	1,280

(3)令和3年9月までの上乗せ分

令和3年9月まで新型コロナウイルスへの対応として基本単位数に0.1%を乗じた額が加算されます。

(4)介護職員処遇改善加算Ⅰ

加算率8.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(5)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

加算率2.7%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(6)滞在費（1日当たり）

光熱水費相当 2,006円

(7)食 費（1日当たり）※8月～

食材費・調理費相当 1,445円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。